

「託送料金訴訟」提訴・記者会見 発言メモ

日 時：2020年10月15日14時～15時20分

場 所：福岡県弁護士会館2階「大ホール」

参 加：（マスコミ関係者）15名

共同通信社・時事通信社

毎日新聞社・読売新聞西部本社・西日本新聞社・朝日新聞社

NHK福岡放送局・KBC九州朝日放送・RKB毎日放送・FBS福岡放送局

（グリーンコープ関係者）45名

説明者：熊野代表理事（グリーンコープ共同体・一般社団法人グリーンコープでんき）

小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、

東原常務理事（グリーンコープ共同体）

進行：藤本（一般社団法人グリーンコープでんき）

<熊野代表理事>

皆さんこんにちは。私は今回の訴訟の原告であります、一般社団法人グリーンコープでんきと、その母体となります一般社団法人グリーンコープ共同体で組合員を代表して代表理事をさせていただきます、熊野千恵美と申します。私の方から、グリーンコープはなぜこのような訴訟に踏み切ったのか、その経緯をご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。グリーンコープは1988年の設立以来、みどりの地球をみどりのまま子どもたちに手渡したい、何よりもいのちを大切にするという願いのもと、安心・安全な食べ物づくり、地球環境を守ること、すべての人が安心して暮らせる地域づくり、暮らしの中から見える平和、地球の自然環境を守ること、第三世界と呼ばれる国々との連帯とフェアな交易など、様々に取り組んできました。それはすべて私たちの生活の中から生まれてきた取り組みです。

その一つが生活には欠かせない電気です。私たちにとって電気はとても大事だと気付かされたのは、1986年4月26日に起こったチェルノブイリ原発事故でした。その時から人間のいのちと原発は共存できないことを強く意識し、心から原発のない社会を実現したいと願ってきました。そして2012年、願うだけではだめだ、電気を人任せにせず自分たちの使う電気は自分たちでつくろうという一歩を踏み出しました。そのきっかけが、2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故でした。被災地支援を進めながら、グリーンコープが母体となって電気事業を行うために、一般社団法人グリーンコープでんきを設立し、自然エネルギーによる発電所づくりをスタート。そして2016年からは、原発フリーの電気の小売事業を始めました。ここに重要なポイントがあります。グリーンコープはこの電気事業が普通の電気事業でないということを重視しています。それは電気を使う人が主体となった事業だからです。経済優先ではなく、いのちに寄り添った事業をし

ていくということです。そういった視点で事業を進めていくと、発電事業も様々に問題を抱えています。電気の小売事業を行うにあたって、思いもしなかった問題と対峙することになりました。それは2016年9月8日の新聞で、東京電力福島第一原発の廃炉費用や事故の賠償費用を、電力の自由化以降に事業を始めた新電力事業者にも負担させようという趣旨の報道がされた内容でした。しかもそれは、電力自由化によって、総括原価方式の残る送配電部門の託送料金に上乗せしようという方針だったのです。この報道によって、新電力事業者は大手電力会社に託送料金を支払うという仕組みがあること、同時に経済産業省が2020年4月から電線使用料とは全く関係のない、賠償負担金・廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せすることを決めようとしていることを知りました。私たちは食べ物の中身を確かめるのと同じように、電気料金の仕組みや託送料金の中身を調べてみることにしました。すると本来電線使用料であるはずの託送料金の中に、原発に由来する経費がたくさん含まれていることを知りました。そして、2020年からは、さらに、賠償負担金と廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされるということです。

私たちはこのように、電気に関して知らなかったことがあまりにも多く、本当は電気を使っている者として知っておくべきことなのに知らないで過ごしてきたという事実にも呆然となりました。しかし知っておくべきことはちゃんと知りたいと考え、3年をかけて九州・中国・関西エリアの約42万人の組合員とコミュニケーションを取りながら検討し、この度訴訟に踏み切ることを決めました。ここに至るまで、経済産業省や旧一般電力事業者にお願いやお問い合わせもしてきましたが、私たちの思いが通じることはありませんでした。残された手段としての訴訟であることをぜひご理解いただきたいと思います。また、この訴訟の背景には、私たち組合員の原子力発電所に対するたくさんの方の問題意識があります。原発の電気は安いとしながら、なぜ原発の費用を電線使用料に含めるのだろうか、二つの負担金の託送料金への上乗せは、原発を擁護する策ではないのだろうか、などです。こうした電気を利用する生活者の純粋な疑問を解決できるようになりたいと願っています。そして、多くの方が考えるきっかけになっていきたいと思っています。尚、この訴訟を支えていくために多くの賛同者を募っています。ここにご参加の皆さんもぜひ私たちの趣旨にご賛同いただければ嬉しいです。よろしく願いいたします。

以上私からの報告です。ありがとうございました。

<小島弁護士>

皆様のお手元に、グリーンコープ共同体法務部の、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金（電気料金）に上乗せすることは違法である、と書いてあるレジュメがあります。これを見ながら、訴状も適宜参照しながらお話をさせていただきます。

本日午後1時半過ぎに、一般社団法人グリーンコープでんきを原告といたしまして、行政処分庁は経済産業大臣ですので、被告は国となりますが、国を相手にして「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を託送料金に上乗せすることを認可した託送料金の変更認可処分の取り消し訴訟を福岡地方裁判所に提起しました。無事に受理されております。原告と被告は今申し上げた通りであります。請求の趣旨は、経済産業大臣が令和2年、今年の

9月4日付けで九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金変更認可決定を取り消すという裁判です。

内容に入る前に、簡単なバックグラウンドの説明をします。電気事業は、小売電気事業者、送配電事業者、発電事業者という3つの形に分かれています。小売電気事業は完全に自由化されているのですが、小売電気事業者は、消費者に小売電力を届ける時に必ず送配電網を使わないといけません。送配電網を営んでいる会社は、今のところは地域に1社という形になっていて、その会社に託送料を払わないといけません。小売電気事業者が自ら発電したり、あるいは発電事業者から買った電気を消費者の元に届けようとしても届けることができない。現実には送配電のネットワークを使わなければいけません。送配電のネットワークを使わせてもらう料金として、託送料を払うという仕組みになっています。送配電事業を営んでいるのは民間の会社です。今のところは9電力会社の中で送配電株式会社に分かれたところがやっています。民間の会社ではあるのですが、その内実、送配電網そのものは、道路や下水道などと同じ様に、公共インフラ的な性格が非常に強いものです。有線の電気通信事業の電話のネットワークに似たようなものですが、その結果、強い公的規制の下にあり、託送料は、「能率的な経営の下における適正な原価」に「適正な利潤」を加えたものでなければならぬと法律で書かれていて、且つそれをいくらにするかは必ず経済産業大臣の認可を受けなければならないという仕組みになっています。ですから、どういう料金を取るかというのは自由に決められるのではなく、必ず経済産業大臣の認可を受けなければならないし、その内容は適正な原価でなければならぬという仕組みになっています。ところが今から3年前、2017年9月28日に制定された経済産業省令によって、今年4月以降、託送料金に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せして回収すべきだとなりました。この定めが違法なのではないかと我々は考えているわけです。その違法な省令に基づいて託送料に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せして回収することを認可した経済産業大臣の今回の託送料金の変更認可決定は違法だ、ということで今回裁判を起しました。

では「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」とはいったい何かということですが、実はこれは経済産業省令の中に定義規定がありまして、「賠償負担金」というのは、本来原子力損害賠償のために、各電気事業者が元々自分たちで蓄えていなければならなかったお金、法律用語としては、備えておくべきだった資金であって、それまでに備えてなかったお金をいいます。普通に常識で考えていただければ分かりますが、原価200円の魚を100円で売って、後になって元々の魚の原価は200円だったから後で100円払ってねということが、世の中の常識として通用するのかという疑問が基本的にあります。この論理だと、電気料金に関して本来200円取るべきところを経済産業省はずっと100円で認可してきた、そして後になって実は200円だったので不足分の100円を追加で取りますという論理なんですね。そもそもそこに問題があるような感じがしますが、「賠償負担金」について、どういう名目で徴収するのかという理屈はこういうことです。本当にそうなのかということについては後で説明します。それからもう一つの「廃炉円滑化負担金」、こちらはもっと理解が難しい制度です。「廃炉円滑化負担金」というのは、簡単に言うと、福島第一原発事故以降、古い原子力発電所は次々と廃炉していかなければ安全性

の点からも問題があるということになるわけですが、まだ償却が終わっていないもの、残存期間が残っているものは、通常であればその減価償却費を毎年の電気料金の中で回収していくということでやっていたのですが、まだ償却前の時点で廃炉にしてしまうと、未償却の分が一括して損失になる、且つそのお金の回収の目途もないということになるので、そういうことを理由として早期の廃炉を電気事業者が躊躇するのではないかとということで、そのために「廃炉円滑化負担金」というものを一般の電気の使用者から回収し、原子力発電事業者に渡す制度と説明されています。廃炉の判断をするのは原子力発電事業者ですが、原子力発電事業者は判断を躊躇するかもしれないから、判断しやすいように制度をつくる。ここまでは分かるのですが、そのために普通の電気の消費者が負担すると、なぜそこから更に展開していくのか、それがよく分かりません。また、廃炉を円滑にするためには、一括償却じゃなくて分割して何年にも分けて元通りの償却にしていくことによって負担を減らすと言われていたので、それならばそのようにするという会計上のルールを決めればいだけのような気がします。経済産業省の説明によると、資産そのものは廃炉してなくなるにもかかわらず、分割して償却できるというのは、廃炉したものの代金が毎年分割してお金として入ってくるという仕組みがあって初めて、そのような分割ができるということになります。何らかの形で廃炉した分のお金を回収できる仕組みをつくってあげなければならない。よく考えれば、原子力発電事業者が自分の判断でその代金を徴収すればいいだけではないかという気がします。それをなぜか託送料金に付け替えるという形です。今回条文を付けられれば良かったのですが、条文そのものは国が出している官報を一つひとつ見なければならず、普通に見れるところは条文が変わっていないので、今回は条文は付いていません。

「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」も、一般送配電事業者が徴収するのですが、徴収したものはそのまま原子力発電事業者に渡すんですね。ですから、実は一般送配電事業者は全く一銭も使わないのです。託送料に上乗せして徴収するのですが、徴収した代金はそのまま原子力発電事業者に渡してしまう。そうすると、原子力発電事業者のために、一般送配電事業者が、ただ回収業務だけを請け負っている。回収業務を請け負った以上、払う義務が誰に発生するかというと、小売電気事業者です。小売電気事業者は、託送料の上乗せした分を上乗せして払わなければいけないということになります。小売電気事業者が消費者に転嫁するかどうかは自由です。ですから、最終的に義務が発生するのは小売電気事業者という形になります。小売電気事業者は、認可されると当然に自分たちが支払う義務が確定するので、原告として、この認可決定によって権利変動が直ちに発生するため、その取り消しを求めて争うという仕組みになります。

「賠償負担金」が総額いくらになるか、原子力発電事業者が聞かれたのですが、2.4兆円です。2.4兆円という額自体は、この7月から8月にかけて算定して出したという建前にはなっていますが、その前に、この制度をつくる時にすでに2.4兆円という金額は決めてありました。経済産業省は「たまたまだ」と言っているのですが、ここに、今年の8月に経済産業省の資源エネルギー庁が、「賠償負担金」の制度と「廃炉円滑化負担金」の制度を説明した文章があります。「賠償負担金」をどう算定するかですが、資源エネルギー庁の説明資料の「過去分の額の算定方法」というところで「福島事故前に確保さ

れておくべきであった賠償への備えは3.8兆円」で、すでに回収された「一般負担金1.3兆円を控除し」「全ての需要家からの回収分は2.4兆円」と書かれています。2.4兆円という金額は、同じ資料の「確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担」というところに、「賠償金額」と書いてあり、当初5.4兆円と考えられていた損害賠償総額が7.9兆円になり、約2.5兆円増えてしまったとあります。この2.5兆円増えてしまった金額と、今回賠償負担金の総額がぴったり一致するのです。どちらかというところ、この制度を設定した2017年当時の議論として、5.4兆円を予定していたものが7.9兆円に増えてしまうので、この2.5兆円をどこからか工面しなければいけないという議論があり、東京電力の福島第一原発事故で足りなくなったお金を国民の皆さんから集めますと言うといかにも理由が付かないので、本来各電力会社が備えておくべきだった資金の不足分が2.4兆円になりますよと、別のところから理屈を考えてきてやったということなんです。もう1枚の資料、これは東京電力のプレスリリースなんですが、「原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」という東京電力のホームページにもある内容です。これは9月25日現在の数字なので、今はもう少し増えているのですが、今年の9月25日現在で、支払総額は9兆5,616億円です。7.9兆円を前提に2.4兆円とか2.5兆円という金額を決めて、今回「賠償負担金」を決めたのですが、すでに今年の9月25日の時点で、その金額を1兆7,000億円くらい上回っています。見通しとしては、9兆円台でも収まらずに、おそらく11兆円を超える金額になるだろうと言われているという状態です。ですから、そういう意味では、見通しが全く正しく立っていないのですが、このお金を一体どうするのかということで大激論になり、とりあえず、「賠償負担金」という形で上乗せして請求しましょう、ということが一つです。

もう一つが「廃炉円滑化負担金」です。廃炉する際に原子力発電事業者がスムーズに廃炉してもらうために、インセンティブとしてお金をあげましょうということをする、ということです。そういう意味では、裁判において、本質的に二つの問題点があります。一つは、そもそも、こういうお金を一般電気の消費者が負担すべきかどうか。本来は、原子力発電事業者こそが自ら負担すべきものではないか。廃炉の費用といっても、原発というリスクのあるものをつくった以上、自分が負担すべき。自分が危険なことをやって損害賠償を負ったのなら、賠償金も自分で負担すべきである。それを広く一般消費者に負担させていいのかという、そもそもの問題があります。そのことは置いたとしても、今回はやり方の問題がもう一つあります。そういう意味で大きく二つの問題点があります。一つは本質的に、こういうお金を一般の消費者に負担させるというやり方をすることが適切かどうか、今回の訴状において、その論点は明確には書いてありません。むしろもう少し形式的というか、今回は手続きに重要な問題が存在しているので、その点を中心に書いてあります。

今回の問題は、託送料という送配電網の利用料金に、原発の「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せして請求しているのです。本来託送料とは何かというと、先ほどありましたように、「適正な原価」でなければならない。送配電の「適正な原価」というのは、送配電網の維持管理にかかるコストですよね。では「賠償負担金」とは、送配電網の維持にかかるコストなのかと言えば、全く関係ないコストですよね。「廃炉円滑化負担

金」も全く関係ないですよ。しかもこれらのお金は全て、送配電事業者に入るのではなく、入ったお金は全額そのまま原子力発電事業者に行くわけです。ですから、原子力発電事業者に全額行くという点、それからお金の性格、どちらの面から見ても、送配電事業の維持のために必要なお金では全くないのです。そういうお金を負担する義務を新たに課すということになるわけです。そうすると、国民の権利義務を新たに課すということになります。国民の義務を課すということ、権利義務を変動させるということは、これは本来でいうと、立法でなければできないことです。立法でなければ決められない。ようするに国会が決められるところの実質的な意味での法律でありますから、国会で決められた法律でなければできないことです。憲法41条に「国会は唯一の立法機関である」と書いてあります。これはつまり、国民の権利義務を動かすようなことは、国会で議論して定めなければならないと書いてあるわけです。それを、国会の法律である電気事業法の改正とか、あるいは別の新しい法律をつくるとか、そういう仕組みではなくて、今回は、電気事業法施行規則という経済産業省令と、もう一つは一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則という、これも経済産業省令ですが、どちらも経済産業省令の改正だけで課したわけです。このように、行政が自分のところで定めた省令で権利義務を定めるということは、原則としては、してはいけないことです。憲法41条で国会が唯一の立法機関だと定めているわけですから、国会以外のところが定めてはいけないということになっています。

例外的に、法律に明確な委任条項があり、その委任の範囲内であればできる、となっています。では今回、電気事業法の中に委任する規定があるのかということになります。送配電網を使う小売電気事業者は「賠償負担金」を支払わなければいけない、あるいは「廃炉円滑化負担金」を支払わなければいけないということが電気事業法に書いてあるかという、全く書いてありません。電気事業法には、送配電事業者は「適正な原価」に「適正な利潤」を上乗せしたものを徴収することができるとしか書いてありません。「適正な原価」にも「適正な利潤」にあたらぬものを徴収していいとはどこにも書いてありません。そういう意味では、そもそも法律に委任規定がないでしょう、というのが1点です。

2点目としては、料金算定規則の42項に、一般送配電事業者は、営業費として「賠償負担金」相当金および「廃炉円滑化負担金」相当金の額を算定しなければならない、つまり、託送料金の適正な原価にあたる営業費として、「賠償負担金」相当金および「廃炉円滑化負担金」相当金の額を算定しなければならないとなっています。経済産業省令の料金算定規則を見ると、料金算定規則では、実は「賠償負担金」の相当額や「廃炉円滑化負担金」の相当額は営業費になるということです。営業費というのは、送配電事業の維持費用ですよ、ということですが、経済産業省令では、もともと営業費以外は徴収できないとなっていますから、無理矢理に「賠償負担金」相当金と「廃炉円滑化負担金」相当金を営業費にすると行ってしまっています。そうすると、それは本当に正しい解釈なのか、電気事業法の解釈として間違っているのではないかと、委任の範囲を超えたものを言っているのではないかとということになります。どう考えても、送配電網を維持するのに必要ないにもかかわらず、それを託送料に含めているのではないかと考えられるので、これは電気事業法の委任の範囲を明らかに超えているということになってきます。いくつかの点でこれは明らかになっています。本日のレジュメの後ろのほうに、一般送配電事業の料金算定規則

の4条に「営業費の算定」というところがあります。第4条の1項を見ると、本当の意味での営業費が書いてあります。「一般送配電事業者は営業費として、役員賞与、給与手当、…賃借料」などと書いてあり、これらは確かに一般送配電網を維持するのに必要なお金です。それらが1項に書いてあり、それが営業費だということは分かります。ところが2項を見ると、「前項の規定で算定した合計額のほか、営業費としてこれらを徴収しなければならない」とあります。1項では本来の意味での営業費が書いてありますが、2項では、本来的には営業費にあたらないものを、経済産業省令の一つの条項の規定だけで、営業費だと言っているにすぎません。本来営業費ではないものを、いくら省令でこれは営業費にあたると言っても、これは明らかに法律の解釈の範囲を超えており、違法なものは違法です。逆に言えば、書き分けているこの書き方自体からも違法だということが分かります。電気事業法についても、施行規則が改正された後を見るとよくわかりますが、各条文は、何章とか、何巻とか、まとまって書かれています。一般送配電事業というところに営業費のことも書いてあります。しかし、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」については、別の章が設けられています。一般送配電網の維持管理とは別のコストだということが、規則の章だけを見ても分かります。そういうふうにしながらかも、それを認めてしまっているのかということがあります。そういう意味では、本来、なぜ法律でしか変えることができないのかということ、民主主義の大原則であり、国民の権利義務を変動させることは、国民の代表であるところの国会でなければ決められないはずで、それを経済産業省のお役人の方が勝手に変えていいのか。それはやりすぎだろう。そういう意味で、明らかに違法である。違法な規則に基づいてやったものについては、当然、許可も違法だということで訴訟を起こすということが今回の趣旨です。

<東原常務>

本日お配りした資料の中で、火曜日にお渡ししていなかったのですが、昨日原子力損害賠償・廃炉等支援機構のホームページを開けたところ、2017年に定められていた東京電力の事故対応に関わる新々・総合特別事業計画（第三次計画）がずっと改定されていて、今年4月の改定分が赤字で付いていました。裏を見ますと、賠償の見通し額は1兆8,822億円と書かれています。先程小島弁護士が言いました通り、「賠償負担金」が定められた時の国の説明は、5.4兆円の賠償金が7.9兆円に増えたので、どう手当てをしていくかでした。それが、先程も見た通り、今年9月にはすでに9兆円以上が賠償額として発生しており、且つ、資料を見ると、1兆2兆円弱まで見通しが増えているということです。3年前にあれだけ国民に報告したのに、今日に至るまで全く発表されていないのではなかろうかと思えます。当時、経済産業省に、賠償をきちんとしてもらいたいから増えると思うが、増えた時どう手当てしていくんですかと書面で聞きました。増える見通しはないとお答えされております。そのような点もご案内します。

もう1点は、これも今日追加した資料ですが、九州電力の「廃炉円滑化負担金」の経済産業省への申請額です。今年7月17日承認されて、総額590億円になっています。これは玄海1号機と2号機の「廃炉円滑化負担金」の申請額ということです。3年前に九州電力が玄海1号機の廃炉を発表したのは、裏面にあり、当時の経営概況説明会で、新聞

報道もこれに基づいてされています。この2つの金額の差を、皆さん注視してほしいと思います。今回「廃炉円滑化負担金」で申請されている項目が1, 2, 3とありますが、3年前の発表の内容は、3の部分だけです。金額が大きい1の原子力特定資産簿価と、2の原子力廃止関連仮勘定約500億円というのは、全くおくびにも出されていませんでした。この点については先日九州電力に申し出て、九州電力はこの時の発表は不十分であったと反省を示されており、経済産業省も同じです。そしてこれは九州電力だけではなく、今回「廃炉円滑化負担金」ということで全国の電力会社が申請されている総額は、ほとんどそのような形になっています。廃炉でどれだけのお金が必要かということ、国民に案内するものとして適切だったのでしょうか。

あとは資料の案内です。私たちは4年間検討してきましたので、汲めども尽きぬ疑問点が、蓋を開けた途端に今も出てますし、今までも相当ありました。グリーンコープのホームページに、私たちが検討した記録と資料を全部載せていますが、今回の資料として、いくつかをピックアップしています。このA3の資料は、今回の提訴に関わって、42万人の組合員に報告をするために10月26日から配布する機関紙の最終原稿です。今回の機関紙では、経済産業省と私たちが2年と半年にわたってやり取りをしてきた記録を要約してすべて載せています。原文はホームページにアップしています。さすがに経済産業省もこれは例外中の例外のことだから、国民に良く公開して説明しなければいけないという立場ですので、意見交換したテープ起こしの記録をそのままホームページに載せていますが、長すぎるので今回このように要約して機関紙として出しています。提訴を受けて、経済産業省がどのような答弁書を出してくるかによりますが、こんなやり取りでしたよということで書面で応答したいと思っています。直近の9月29日、最後に訪問した分は、まだ記録が間に合っていないので、その日に持参してやり取りをした元資料を、情報ということで今日お渡ししております。小島弁護士が紹介いただき、今私がある一端を申し上げましたように、今回の2つの負担金がどれだけおかしい中身を持っているかについて、現時点で私たちがまとめているものが、この色つきの資料です。今後、証拠等が固められれば、書面の中で、準備書面等で展開できるかと考えているものです。今年の2月、最終グリーンコープの意思決定として訴訟を決めるために総会を開いた時の議案書をお渡ししておりますので、ご参照いただければと思います。以上で終わります。

■ 質疑応答

Q. U社

基本的なところで今回の訴訟は、行政訴訟ということによろしいでしょうか。全国初という表現がありますけどこれは他に例がないことを確認されているということですか。

A. 小島弁護士

そうですね。

Q. U社

わかりました。事前の記者レクの時にですね、訴訟のやり方自体を本来、立法とすべきところを省令でやっている、というところの手續論をとられています。
実際の今の体験とか訴状を見ていきますと、争点はあくまで手続き論かもしれませんが、賠償負担金の仕組みそのもの、その是非を問うという狙いも訴状の中にはあるということで認識したんですが、それでよろしいでしょうか。

A. 小島弁護士

その通りです。

Q. H社

二点伺いたいんですが、一点は特に今回の認可したのが不適切だということで取り消しを問うのであれば違法である、というところだけでもよかったと思うんですが、違憲性というところを問う意義、意味というのはあるんでしょうか。

A. 小島弁護士

確かにそういう部分がないわけではないのですが、基本的には国、国会で議論するものをしないで経済産業省が決めることはそういう仕組みにあってはそこでやっていけないということは法律の定めというよりもやっぱり憲法の基本的な考え方ですから憲法の基本的な国の在り方として憲法が定めていることに反してそういう形をとっているというところにひとつの大きな問題点があるというふうに考えていますのでそういう点で違憲性を問うべきだというふうに考えています。

Q. H社

もう一点手続きだけでなく内容のおかしな点を問うということでしたけれど、特にその納得感が得にくい廃炉円滑化負担金の方ですね。古くて危険な原発の廃炉をなくすという趣旨だといっても結局古い原発は、申請基準に合致しなければ動かなければ動かないだけの話ですから。廃炉円滑化負担金の方が余計ある意味なかなか納得感がないものだと思うので、そのへんの濃淡というか法廷でどこまでその内容を問えるのか、というところについてもう少し教えていただきたいんですけど。

A. 小島弁護士

そういう意味では法廷においては、その内容の部分というのはどうしても傍論といいですか、背景事情になりますので、そこは争点として争われるということにはならないと思いますので、こういうような問題点がありますというところは説明させてもらいますけれども、それ以上のものではないというふうに考えています。

A. 東原

一点補足をします。廃炉円滑化負担金を今回15基、全国の原発廃炉基で総合計額が4,700億円程度申請認可されています。そのうえで、もうご承知の通りあと30数基の原発があります。膨大な費用になるのではないかという思いが一点と、これは今後弁護団とも協議したいのですけれども、元々、廃炉円滑化負担金の説明としては原子力事業者が想定より早く廃炉を決定した場合を一挙的に負担が出るのを防ぐためにと申されていました。しかし今回蓋を開けて申請されている15基はすべての廃炉決定の原発です。しかも想定というのは一般的に40年というふうに言われ、法律にもそう書いてあるんですが、今日の経済産業省への9月25日付けの資料の中に表を載せていますけれども、40年以上超えている原発も複数申請されています。だから結局建前としては安全基準の強化等で想定より早くと言われていたものが結局は廃炉を決めた原発の費用を全部引き当てられてない分を負担させるということではないかと今考えつつあるところです。以上です。

Q. I社

あらためて二点質問で恐縮なんですが、代表理事と小島弁護士にそれぞれ簡潔にお伺いしたいのですけれども、あらためてこの訴訟の意義というのを一言ずつお願いします。

A. 熊野代表

法律的なことは詳しく説明できませんが、すべての電気を使っている人、国民すべてだと思いますのでその国民すべてが支払わないといけないものは税金のような、税金に匹敵するものだと思うんですけれども、それが省令という形でわからないように多くの国民が知らない中で徴収されることはやはりおかしいんじゃないか、ということから始まった組合員検討だったんですけれども、本当に組合員の中で対話する中でもそんなことが起きていることは知らなかったということや、それはやはりおかしいという声が高まったということ、それを社会的に問うていくことに意義があるというふうに思っています。

A. 小島弁護士

賠償金が多額になっているから当然その高くなった負担を誰がするんだ、という議論は広くあってですね、国民みんなである程度負担しなきゃいけないんじゃないかという議論もあるとは思いますが、やっぱりそういうことを国民に負担させるっていうことを考える以上は国民にちゃんと情報を開示して、国会という場ですべての情報をもとにして議論をした上で、誰がどういうふうに負担するのか、ということを決めるべきだと思うんです。確かに手続きの問題ではあるんですけれども、福島第一原発事故の事故によって生じた賠償金を誰がどういうふうにして負担するのか、ということを透明に公開の場で民主的に議論する、そういうプロセスが必要なんではないでしょうか。それをしないでやるということはやっぱり大きな問題ではないかと。単にその原発の賠償金を誰が負担するっていうのを書いてはなくて国民の権利義務にかかる重大な問題を国民的

な議論を抜きにして決めてしまうというですね。そういう意味では先ほどの質問にもありましたけど、憲法の問題っていうのはそういうところに関わってくるんだらうというのがひとつあります。それから廃炉円滑化負担金の方はもっとよくわからない話で、なぜ賠償負担金もあの金額なのかよくわからない。どちらもですね、たぶん国会で議論したらなぜこの金額なのか、から徹底的に議論される話だと思うんですよね。ですから実は内容の問題と手続きの問題というのはすごくリンクしていて、おかしい内容を通そうとするからある意味ちゃんとした手続きをとれないんだと思うんです。誰もが納得するようなものだったら堂々と国会に出して議論すればいい。それが出来ないことをやろうとしてるから、こういうふうな形をとっているんだらうというふうに思いますので、そのところをきちんと問うていきたいと思っています。

Q. I社

もう一点これも改めて恐縮ですが、小島先生にお伺いします。今回の訴訟の主な争点というのはどのあたりだとお伺いしてよろしいですか。

A. 小島弁護士

先ほど申し上げているとおりですけど、委任立法の範囲にあるかどうかというところ、もともと根拠規定が電気事業法にあるのか、更にはその電気事業法の委任の範囲の中に含まれているのか、この二点に絞られるというふうに思っています。

Q. H社

小島先生の今のご説明のところで確認ですけれども、訴訟の中では賠償のあり方とか、その手続きのところ争点になるということで、賠償がどうあるべきかというところまでは議論にならないということになるんでしょうか。

A. 小島弁護士

そうですね。もともと賠償はどうされるべきかということはここの争点ではないんですよ。負担をどうするかというところもそういう意味では争点ではありません。結局、誰がどう負担すべきかという議論をここでするつもりまでではないんですね。

Q. H社

訴訟としては、賠償のあり方を問うものではなくて、賠償に至る手続きのところを問うているという理解でいいんですよね。

A. 小島弁護士

そうですね。賠償をすべきだということではそんなに違いがないと思います。そのうえで賠償負担をどういうふうにして決めるかという手続きの問題を問う、ということだと思います。

Q. D社

実際に負担金が上乗せされるのは、いつからになるのでしょうか。

A. 小島弁護士

10月1日から上乗せになっています。具体的には今回の認可申請をする際にいつから上乗せを適用するというのが書かれていて、10月1日から全国一律同じであります。

Q. D社

コロナウイルス感染拡大の影響で適用の時期が実際に上乗せの時期が遅れるっていうのを何かで聞いたような気がしたのですがそこをお伺いしたい。

A. 東原

この何ヶ月後かに九州電力への不当利得返還請求訴訟を同じ根っこでやる際に明確に伝えられると思うのですが、今おっしゃられた通り今回9月末でこれまで託送料金に入っていた使用済燃料再処理等既発電費という原価が終わってなくなりました。だからすべて値下げになるはずだったんです。全国の託送料金が。ところが、同じく時期を合わせて今回の二つの負担金の上乗せが決められました。そして結果どうなっているかといったら中国電力等4つの電力会社は無くなるほうの使用済燃料再処理等既発電費の方が額が大きいから二つの負担金をのせても現行より下がるんで値下げになります。で、一方九州電力等5社の場合は賠償負担金と、とりわけ廃炉円滑化負担金の額が大きいので使用済燃料再処理等既発電費が減った以上に二つの負担金分が乗って現行より値上げになるんです。それに対しておっしゃられた現行コロナ渦の条件があるので現在より上がる分については上がる分の執行を一年後まで待ちますというのが省令の中で合わせて定められています。

A. 小島弁護士

今回の改正、認可決定の中ですね。要するに10円だったものが中に使用済燃料再処理等既発電費の負担金が2円入っていたとすると本来であると10月1日から10円だったものが8円になるんです。ところが、今回の廃炉円滑化負担金と賠償負担金が例えばそこに4円加わると12円になる。そのまま10円で徴収できるということになるので2円分は10月1日から乗っているんです。それで2円上乗せするのが一年延びたんです。そういう意味では、2円分だけは既にここで実行されているので上乗せがされてな

いわけではないんですね。僕も最初同じように誤解してですね、値上げが一年延期されるというのが認可決定の中に書いてあるので上乘せも一年延期されるのかと思ったらそうではなくて、10月1日から上乘せはされているんですけども、料金が値上げになる場合については値上げになる部分だけは先送りされるというそういう形です。

Q. D社

いずれにしても回収されるけれども先送りされているだけということですか。

A. 小島弁護士

先送りされているだけです。

A. 東原

二つの負担金は上乘せが始まったとっていただいたらいいと思います。

A. 小島弁護士

今の質問の関係でいうと結局その先送りされた部分も回収しないわけではなくて支払いの時期が遅れるだけの話です。

Q. H社

今のところをもう一度お伺いしたいんですが、さっきの先生の例えで2円分が先送りになるということですね。プラス4円だとして12円になるところが10円のままで2円が先送りになる。この2円は、九電送配電が今負担しているという形になるんですか。

A. 小島弁護士

あくまでも法律の建付けや、回収した分を渡すというふうにしているので、九州送配電は負担しないんです。回収した額をそのまま原子力発電事業者に渡すっていうふうに電気事業法の施行規則ではそのように定めているので、回収しない以上は九州送配電が立て替えるということはないんです。

Q. H社

グリーンコープでんきも2円分の支払いを今は求められていない、ということになるんですか。

A. 東原

いえ。求められるのです。求められて支払いが始まるのです。賠償負担金と廃炉円滑化負担金のうち、賠償負担金は今言った「値上げになった分の執行を一年待つ」、の対象じゃないんです。賠償負担金2.4兆円の今年負担する額は九州電力等5社も中国電力等4社もすべて全額上乘せが始まります。だから回収が始まってその回収がされた分、

送配電事業者から発電事業者を通じて支援機構の方に行くこととなります。言われている「2円を待つ」という部分について、廃炉円滑化負担金は自社内で完結させますから、九州電力送配電から発電事業者の九州電力に渡して九州電力の廃炉の為のお金に充てますから、その分が入るうち値上げになる分だけは一年待って下さい、という中身です。だから本当にややこしいやり方で決められたのですが、賠償負担金が今年の10月から始まって回収が始まって回収された額が送配電事業者から発電事業者を経て原子力損害賠償廃炉等支援機構に行くというのは間違いなく始まるのです。見た目が今より値上げになる分だけの執行は廃炉円滑化負担金相当額については一年待つので何となく始まらないみたいに思われるのですけれども始まったんです。

A. 小島弁護士

廃炉円滑化負担金も原子力発電事業者に渡すところまではいくので同じ九州電力ですけど今回送配電事業者と原子力発電事業者に会社が分けられたのでそこはお金が移動しますよ。それはあくまでも回収した分を渡します。

Q. H社

だいぶわかってきました。ありがとうございます。今回、九州電力送配電の認可決定の取り消しを求めたわけですが、グリーンコープでんきが使っている送配電会社が他にもあるということですね。

A. 東原

九州電力の他、関西電力・中国電力の3電力会社あります。

Q. H社

その中で福岡において裁判を起こすということは、グリーンコープは福岡に本部があるから福岡で裁判をする。相手は九州電力送配電の処分のところ提訴したという理解でいいですか。

A. 東原

結論からいえば3つ起こさないとおかしいんです。ただ3つ起こすのは体力もお金も3倍近くになりますのでそれは避けよう。そして相談したのは、当然九州電力が相手の分では今回の判決の効力はありませんけれども、さすがにこういった問題でひとつの判決が出たら国にせよ、他の電力会社にせよそれを考えないといけないことになるから実質3社に対して起こしたのと同じような意味になるであろうという議論で1社に絞りました。

Q. H社

グリーンコープでんきが小売事業を行っているのが、グリーンコープが生協事業をしている1府13県のエリアということでしょうか。

A. 東原

はい。

Q. H社

グリーンコープの事業とイコールですか。

A. 東原

はい

Q. I社

今回上乗せした部分について小売電気事業者が利用者に上乗せ負担を求めるかどうかは小売電気事業者による判断。自分で出すか利用者に払ってもらうかは、小売電気事業者、今回であればグリーンコープでんきさんの判断になると承知していますが、現状どういう判断になっているのでしょうか。利用者に負担していただいているというのは実際利用者一人当たりどれくらいの負担が増えてしまっているか説明していただけますでしょうか。

A. 東原

この二つの負担金は私たちが裁判に訴えている通り、国民が負担すべきお金でないという立場に立ちます。したがってグリーンコープでんきの契約者にはこの二つの負担金は請求せずグリーンコープでんきが負担をして九州電力送配電等3社にお支払いをしようという考えです。そしてそのお支払いした額が、本来払うべき額ではないという考えに基づいて後になりますけど九州電力送配電にその分のお金を返して下さい。という訴訟を考えようかと思っています。

Q. I社

重ねての質問で恐縮ですがけれども、今のグリーンコープでんきさんが要するに自払で払っている分というのは上乗せされる前と比べてどれくらい負担が増えたとか現時点で数字はありますか。10月に入ってまだ間もないですけども。

A. 東原

3年前に発表された時に、だいたいこれぐらいの額になるっていう発表がありました。それで計算したところグリーンコープでんきの当時の契約者で賠償負担金が年間220万円ぐらいっていうことに考えられました。廃炉円滑化負担金は当時全く白紙状態でしたので計算できていませんけれども今回計算してみたら廃炉円滑化負担金は約70万ぐらいの額になるかと思います。

Q. I社

単純計算でいくと、この二つの賠償負担金と廃炉負担金の二つの上乗せの合計で自払をくろうとするとでんきさんにしたら年間約290万円負担増になってしまうという計算の理解でよろしいでしょうか。

A. 東原

はい。

以上の質疑をもって15：15記者会見を閉会した。